

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

株式会社 熊本木材株式会社

平成20年3月

(社)全国林業改良普及協会

## 目 次

I . 熊本木材株式会社の概要・確認資料一覧

II . 審査経過

III . 審査における判定事由書

## I. 熊本木材株式会社の概要

1. 申請者名称 熊本木材株式会社  
代表取締役 島村 武  
熊本県熊本市平山町 3052
2. 認定事業体 熊本木材株式会社 本社  
八代支店  
上球磨支店
3. 認定対象業種 原木市場

### 4. 沿革・概要

熊本木材株式会社は、昭和21年の創業以来、国産スギ、ヒノキ素材及び製品の九州地区における流通拠点として活動を続けている木材(素材・製品)市売市場である。

熊本市に本社市場をおき、八代支店、上球磨支店の3つの市場で、素材・製品の委託販売を行っている。

3支店での集荷圏は、地元熊本県内を中心に、大分県、宮崎県、鹿児島県に広がっており、九州森林管理局国有林とは、「システム販売協定」を結び、国有林材の安定供給の一翼を担ってきている。

各支店市場の概要は、下記の通りである。

今回のSGEC事業体認定への取組は、地元の国有林等でSGEC森林認証の取り組みが進んできていることから、選木機能とストック機能を持つ原木市場として、流域のSGEC認証材の適正な分別・表示と流通の一翼を担おうとのものである。

### 【熊本木材株式会社の概要】

創業：昭和21年11月

沿革：別紙参照

○本社市場：熊本市平山町 3052

占有面積：34,237 m<sup>2</sup>

保有機械：木材選別機 1台、フォークリフト 17台、ホイスト 3台  
ローダー 3台

従業員：22名

売上実績：(18年度) 78,000 m<sup>3</sup>(原木)

市日：毎月1日・8日・22日

○八代支店：八代市新港町2丁目4-9

占有面積：23,760 m<sup>2</sup>

保有機械：木材選別機1台、フォークリフト6台、ホイスト2台、  
ローダー1台

従業員：10名

売上実績：(18年度) 32,000 m<sup>3</sup>(原木)

市日：毎月5日・20日

○上球磨支店：熊本県球磨郡多良木町多良木 8772-42

占有面積：38,100 m<sup>2</sup>

保有機械：木材選別機1台、フォークリフト6、グラップル2台

従業員：11名

売上実績：(18年度) 51,000 m<sup>3</sup>(原木)

市日：毎月4日・19日

## 5. 分別・表示管理体制

熊本木材株式会社の各市場には、十分な面積の土場が確保されており、既に国有林材や合法認定材等を扱うための専用の「荷降ろし場所」及び「極積箇所(樹種別)」を設置し、SGEC 認証林産物の極については、掲示板などで表示することとしている。

今後、認証林産物を本格的に扱うに際して「SGEC 認証森林から生産された認証林産物と非認証林産物が、原木市場で混在しないよう、分別・表示管理を徹底するため、本社に統括責任者を、各支店に分別・表示管理責任者を設置し、管理機能を強化する」ことを目的とした「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び各支店の「分別・表示管理体制」を定め、分別・表示管理の徹底を図ることとしている。

また、実行段階での分別・表示マニュアルである「認証林産物の分別・表示管理方法」を定め、現場従業員に対しても分別・表示管理の徹底と管理体制を確立していることも確認した。

なお、熊本木材株式会社は、球磨川流域国有林(認証森林)等を管理する九州森林管理局と「国有林材の安定供給システム販売協定」を結んでおり、同協定により「合法的・持続可能性を確保した木材・木製品であることを需用者にPRすることに努める」ことに同意していることも確認した。

## 【主な確認資料】

- ・熊本木材株式会社 HP <http://www.kumamoku.jp>
- ・熊本木材株式会社の沿革
- ・認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・認証林産物の分別・表示方法(計画書)
- ・認証林産物の分別・表示管理体制(各支店ごと)
- ・認証材置き場配置図(各支店ごと)
- ・合法性・持続可能性の証明に関わる事業者認定書(県木連)
- ・九州森林管理局資格確認通知書(素材流通業)
- ・熊本木材 市場流通のしくみ—木材流通安定供給のしくみ
- ・国有林材(素材)の安定供給システム販売協定書
- ・国有林材販売結果報告書

## II. 審査経過・確認資料一覧・写真

### 1. 熊本木材株式会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一の2名が下記のとおり行った。

#### 【審査申込】

平成20年2月5日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

#### 【認定審査】

平成20年2月9日／書類確認及び現地確認

(場 所)

熊本木材株式会社事務所および土場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会審査員 児島 裕

(出席者)

熊本木材株式会社 取締役市場長 山長勝喜  
取締役部長 今坂幸一

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 同社事務所において事業の概要、現行の原料の受入、選別、保管、出荷における木材の流れ、および受け入れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・加工、出荷管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 同社土場において、認証材降ろし場及び置き場の設置状況を確認した。
4. SGEC 分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について、追加事項説明を行うとともに遵守意志を確認した。

## 【審査判定】

平成 20 年 3 月 21 日 / 審査委員会

「認定審査」に基づいた審査結果を審査委員に報告し、審査判定を行った。

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)林木育種協会理事長	真柴 孝司

### (事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

### (内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、入荷・出荷管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. 熊本木材株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「熊本木材株式会社審査判定表」の 10 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、熊本木材株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定所得後の「向上目標」として下記が付記された。

#### 【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係職員に対し、分別・表示管理に関する十分な教育・研修を図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。
3. 「統括管理責任者」は、内部検査を行い、検査内容等について記録に努めること。

#### 基準 1 経営の健全性

**1-1 / 妥当である**  
持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

熊本木材株式会社は、昭和 21 年の創業以来、国産スギ、ヒノキ素材及び製品の九州地区における流通拠点として活動を続けている木材(素材・製品)市売市場である。

**1-2 / 妥当である**  
経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

#### 基準 2 認証林産物取扱の業態

**2-1 / 妥当である**  
認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

熊本市に本社市場をおき、八代支店、上球磨支店の3つの市場で、素材・製品の委託販売を行っている事業者であり、今回のSGEC事業者認定への取組は、地元の国有林等でSGEC森林認証の取組みが進んできていることから、選木機能とストック機能を持つ原木市場として、流域のSGEC認証材の適正な分別・表示と流通の一翼を担おうとのものである。

以上のことから、SGEC認定事業者としての事業目的及び内容を備えていると判断する。

## **2-2 / 妥当である**

**認証森林所有者・管理者または認定事業者と反復継続して取引関係にあること。**

本社及び2支店での集荷圏は、地元熊本県内を中心に、大分県、宮崎県、鹿児島県に広がっており、宮崎県の田爪林業や熊本県有林材の出荷先であるとともに、九州森林管理局国有林と、「システム販売協定」を結び、国有林材の安定供給の一翼を担ってきている事業者である。

## **2-3 / 妥当である**

**認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。**

国有林材の安定供給と流通の簡素化を意図した「安定供給システム販売」に選木機能とストック機能を兼ね備えた原木市場としていち早く参入しており、合法性と持続可能性を兼ね備えた森林認証材のPRと販路拡大に取り組む意向である。

## **基準3 分別・表示管理運営の体制**

### **3-1 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。**

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、受入、選木、保管、出荷の各段階を想定したマニュアルである「認証林産物の分別・表示方法（管理計画）」を作成している。

### **3-2 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。**

熊本木材株式会社の各市場には、十分な面積の土場が確保されており、既に国有林材や合法認定材等を扱うための専用の「荷降ろし場所」及び「桧積箇所(樹種別)」を設置し、SGEC認証林産物の桧については、掲示板などで表示することとしている。

今後、認証林産物を本格的に扱うに際して「SGEC認証森林から生産された

認証林産物と非認証林産物が、原木市場で混在しないよう、分別・表示管理を徹底するため、本社に統括責任者を、各支店に分別・表示管理責任者を設置し、管理機能を強化する」ことを目的とした「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び各支店の「分別・表示管理体制」を定め、分別・表示管理の徹底を図る体制を整えている。

### **3-3 / 妥当である**

**分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。**

本社に統括責任者を、各支店に分別・表示管理を担当する認証林産物管理責任者及び、各部門の現場管理責任者を配置し、職場内での移動や新規採用者があった場合は、SGEC 森林認証や認証林産物について教育研修を必ず行うこととしている。

さらに実行段階での分別・表示マニュアルである「認証林産物の分別・表示管理方法」を定め、現場従業員に対しても分別・表示管理の徹底と管理体制を確立していることも確認した。

### **3-4 / 妥当である**

**伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。**

現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。

認定後は、認証林産物専用の椋番号(枝番)で管理し、非認証林産物と明確に区別することとしている。

### **3-5 / 妥当である**

**定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。**

現地確認により、在庫管理は適切に行われていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を最低5年間は保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。